

ID: 198

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	大河原町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	令和2年企業管理規程第6号		
【基準】 第8条の規定による。 (指定の停止) 第8条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに替えて、6月を越えない期間を定め指定の効力を停止することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日